を「一・七〇七」に、「一・五六四」を「一・五六六」に、「一・四三〇」を「一・四三二」に、「一・三〇三」を「一・三〇六」に、「一・一八三」を「一・一八五」に、「一・〇六九」を「一・〇七一」に、「〇・九六二」を「〇・九六三」に、「〇・八五九」を「〇・八六一」に、「〇・七六二」を「〇・七六四」に、「〇・六七〇」を「〇・六七二」に、「〇・五八三」を「〇・五八五」に、「〇・五〇一」を「〇・五〇二」に、「〇・四二三」を「〇・四二四」に、「〇・三四八」を「〇・三五〇」に、「〇・二九七」を「〇・二九八」に、「〇・二四七」を「〇・二四八」に、「〇・一九九」を「〇・二〇〇」に、「〇・一五三」を「〇・一五四」に、「〇・一三六」を「〇・一三七」に、「〇・一二〇」を「〇・一二一」に、「〇・一〇〇」を「〇・一〇一」に、「〇・〇八二」を「〇・〇八三」に、「〇・〇六六」を「〇・〇六七」に、「〇・〇五一」を「〇・〇五二」に、「〇・〇三九」を「〇・〇四〇」に、「〇・〇二六」を「〇・〇二七」に、「〇・〇一七」を「〇・〇一八」に、「〇・〇一〇」を「〇・〇一一」に、「〇・〇〇四」を「〇・〇〇五」に改め、同表に次のように加える。

平成二十六年度	〇・〇〇一

別表第二に次のように加える。

平成二十四年度	〇・〇三九

（政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置の一部改正）

第十二条　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

平成二十四年度	〇・〇四二
平成二十五年度	〇・〇二五
平成二十六年度	〇・〇一一

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（昭和六十一年経過措置政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　平成二十九年三月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

2　平成二十九年三月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次項及び附則第四条において「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

3　平成二十九年三月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

（北朝鮮拉致被害者支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行の日（附則第五条及び第六条において「施行日」という。）前に北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条第一項第一号に規定する被害者が帰国し最初に本邦に住所を有するに至った場合における同法第十一条の二第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令等の一部改正に伴う経過措置）

第四条　平成二十九年三月以前の月分の国民年金法による年金たる給付（付加年金を除く。）、厚生年金保険法による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付及び昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金及び同条第六項に規定する移行農林年金、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付及び同法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する年金である給付の額については、なお従前の例による。

（年金給付遅延加算金支給法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　施行日前に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（以下この条において「年金給付遅延加算金支給法」という。）第二条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第二条の規定による保険給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

2　施行日前に年金給付遅延加算金支給法第三条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る給付を受ける権利に基づき支払うものとされる給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第三条の規定による給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

（死刑再審無罪者特例法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けて施行日前にその判決が確定した場合における死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平成二十五年法律第六十六号）第三条第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　金田　勝年
厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三